

社会保険審査会裁決集

平成19年版

(厚生労働省保険局総務課 社会保険審査調整室 資料)



被用者保険
裁決番号目次
裁 決 書 本 文
健康保険・厚生年金保険・船員保険共通関係
差押 / 資格 / その他
健康保険関係
傷病手当金 / 療養費・家族療養費・高額療養費 / 任意継続 / その他
厚生年金保険関係
老齢給付 / 障害給付 / 遺族給付 / 脱退一時金 / その他
船員保険関係
傷病手当金 / 障害給付 / 遺族給付 / その他
健康保険・厚生年金保険・船員保険共通関係
却下 (期限経過 / 権限外 / 訴える利益無 / 原処分なし / その他)

国民年金
裁決番号目次
裁 決 書 本 文
国民年金関係
老齢給付 /
障害給付 (支給要件 / 程度一新法 / 程度一旧法 / その他) /
保険料免除 / その他 /
却下 (期限経過 / 権限外 / 訴える利益なし / 原処分なし / その他)

榊原社労士事務所 編 (平成23年7月作成)



注意事項

この裁決集は、すでに頒布しました平成18年版その他の旧年版と同様、担当行政庁より適法に入手した行政文書です。

担当行政庁が、内部用参考資料として個人情報等に配慮して編集し、2分冊（被用者保険関係編と国民年金関係編）にまとめた行政文書です。

担当行政庁は本年版編集にあたり、旧年版まで掲載していた「裁決要旨」や「管轄都道府県社会保険事務局名」、「当事者」の記載を取りやめ、さらに「審査資料」や「事実認定」の詳細を省略してしまいました。

従って、旧年版より各裁決の判断過程の透明性が低下し、活用しにくくなっています。個別裁決事案の詳細を知りたい場合にはそれぞれの裁決書を入手する必要があるかもしれません。あらかじめご承知ください。

当事務所では、この2分冊を1ファイルにまとめるとともに、表紙ページまたは左側しおりから裁決書本文各項目とびらへのリンクを設定して利用の便を図りました。



ご利用に当たって、次の点に同意頂いたものとして頒布します。よろしくお願い致します。

① 当資料は、担当行政庁が編集・作成した行政文書です。ご利用は購入者ご自身の責任でお願いします。当所では当資料を利用したことによる個々の問題についての責任を負いません。

② 当資料はPDF形式ファイルであり、文書内容の抽出等一部制限をかけてありますが、印刷は可能です。PDFファイルの取扱いに関する疑問は、関係アプリケーションソフトのマニュアルをご参照頂くなど、ご自身にてご対応ください。当所からのサポートは致しません。

なお、一般に、PDF関係アプリケーションソフトと、パソコンのOSまたはプリンタドライバとの関係で、ごくまれに多数ページの一括印刷ができない場合があります。その際には、ページ指定印刷で、数枚ずつ印刷してください。

③ 当資料PDFファイルのご利用は、購入されたご本人に限らせて頂きます。従って、当資料PDFファイルの第三者への無断コピー配布等はなさないでください（個別パスワードによる管理等を進めております）。



厚生労働省の「社会保険審査会」のホームページについて。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/index.html>

上記アドレスから「社会保険審査会」のホームページが閲覧できます。組織概要、審査制度解説に加え、取扱状況と主な裁決例も掲載されています。

長年公開を要求してきた方々の努力のたまものでしょう。関係職員みなさんのご尽力を評価しつつ、今後の更なる充実と、裁決の全件公開を求めます。



最後に、社会保険審査会裁決のみならず、労働保険審査会裁決など行政不服審査の判断は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り国民の権利利益の保護に資するため、積極的に公表されるべきと考えます。賛同して頂ける方は、関係行政庁に対し、さらなる積極的な公表を進めるよう要請するなど、できる範囲でのご協力をお願いします。

以上

2011 年 7 月 榊原社労士事務所 榊原 悟志



社会保険審査会裁決集

平成19年版

(被用者保険関係)

厚生労働省保険局総務課
社会保険審査調整室

社会保険審査会裁決集

平成 1 9 年版

被 用 者 保 険 関 係

総 目 次

健康保険・厚生年金保健・船員保険共通

差 押		1
資 格		25
その他		137

健康保険関係

傷病手当金		147
療養費・家族療養費・高額療養費		201
任意継続		221
その他		251

厚生年金保険関係

老齢給付		263
障害給付		351
遺族給付		653
脱退一時金		773
その他		787

船員保険関係

傷病手当金		833
障害給付		839
遺族給付		847
その他		855

健康保険・厚生年金保険・船員保険共通

却 下		865
期限経過		865
権限外		923
訴える利益無		935
原処分なし		947
その他		967

健康保険・厚生年金保健・船員保険共通

差 押

平成18年（健厚）第241号	平成19年2月28日裁決……………3
平成18年（健厚）第381号	平成19年5月31日裁決……………5
平成19年（健厚）第81号	
平成19年（健厚）第91号	
平成19年（健厚）第101号	
平成19年（健厚）第111号	平成19年10月31日裁決……………6
平成19年（健厚）第84号	平成19年10月31日裁決……………9
平成19年（健厚）第92号	平成19年11月30日裁決……………10
平成19年（健厚）第115号	平成19年10月31日裁決……………11
平成19年（健厚）第121号	平成19年8月31日裁決……………14
平成19年（健厚）第219号	平成19年11月30日裁決……………16
平成19年（健厚）第220号	平成19年12月25日裁決……………17
平成19年（健厚）第261号	平成19年12月25日裁決……………18
平成19年（健厚）第269号	平成19年12月25日裁決……………20
平成19年（健厚）第273号	平成19年12月25日裁決……………22

資 格

平成19年（健厚）第237号	平成19年12月25日裁決……………27
平成19年（健厚）第247号	平成19年12月25日裁決……………32
平成19年（健厚）第257号	平成19年12月25日裁決……………37
平成19年（健厚）第297号	平成19年12月25日裁決……………42
平成19年（健厚）第327号	平成19年12月25日裁決……………47
平成19年（健厚）第347号	平成19年12月25日裁決……………52
平成19年（健厚）第397号	平成19年12月25日裁決……………57
平成18年（健厚）第132号	平成19年3月30日裁決……………62

平成18年（健厚）第151号	平成19年1月31日裁決……………63
平成18年（健厚）第263号	平成19年3月30日裁決……………66
平成19年（健厚）第197号	平成19年12月25日裁決……………69
平成19年（健厚）第207号	平成19年12月25日裁決……………74
平成19年（健厚）第217号	平成19年12月25日裁決……………79
平成19年（健厚）第227号	平成19年12月25日裁決……………85
平成19年（健厚）第267号	平成19年12月25日裁決……………90
平成19年（健厚）第277号	平成19年12月25日裁決……………95
平成19年（健厚）第287号	平成19年12月25日裁決……………100
平成19年（健厚）第307号	平成19年12月25日裁決……………105
平成19年（健厚）第317号	平成19年12月25日裁決……………110
平成19年（健厚）第357号	平成19年12月25日裁決……………116
平成19年（健厚）第367号	平成19年12月25日裁決……………121
平成19年（健厚）第377号	平成19年12月25日裁決……………126
平成19年（健厚）第387号	平成19年12月25日裁決……………131

そ の 他

平成18年（健厚）第421号	平成19年6月29日裁決……………139
平成18年（健厚）第192号	平成19年2月28日裁決……………141
平成19年（健厚）第119号	平成19年10月31日裁決……………143
平成19年（健厚）第190号	平成19年10月31日裁決……………144

健康保険関係

傷病手当金

平成18年(健)第380号	平成19年5月31日裁決149
平成18年(健)第416号	平成19年7月31日裁決150
平成17年(健)第313号	平成19年1月31日裁決151
平成18年(健)第90号	平成19年1月31日裁決154
平成18年(健)第136号	平成19年1月31日裁決155
平成18年(健)第152号	平成19年1月31日裁決156
平成18年(健)第160号	平成19年1月31日裁決157
平成18年(健)第198号	平成19年1月31日裁決159
平成18年(健)第207号	平成19年1月31日裁決160
平成18年(健)第227号	平成19年2月28日裁決161
平成18年(健)第249号	平成19年3月30日裁決162
平成18年(健)第257号	平成19年2月28日裁決164
平成18年(健)第264号	平成19年3月30日裁決165
平成18年(健)第318号	平成19年3月30日裁決166
平成18年(健)第352号	平成19年4月27日裁決168
平成18年(健)第353号	平成19年5月31日裁決169
平成18年(健)第357号	平成19年3月30日裁決171
平成18年(健)第365号	平成19年3月30日裁決173
平成18年(健)第378号	平成19年4月27日裁決175
平成18年(健)第387号	平成19年5月31日裁決176
平成18年(健)第411号	平成19年6月29日裁決178
平成18年(健)第454号	
平成19年(健)第14号	
平成19年(健)第24号	
平成19年(健)第34号	平成19年7月31日裁決180
平成18年(健)第466号	平成19年7月31日裁決182

平成19年（健）第15号	平成19年7月31日裁決……………184
平成19年（健）第90号	平成19年11月30日裁決……………186
平成19年（健）第94号	平成19年10月31日裁決……………188
平成19年（健）第97号	平成19年10月31日裁決……………190
平成19年（健）第135号	平成19年9月28日裁決……………192
平成19年（健）第154号	平成19年11月30日裁決……………193
平成19年（健）第201号	平成19年11月30日裁決……………195
平成19年（健）第224号	平成19年12月25日裁決……………197
平成19年（健）第236号	平成19年12月25日裁決……………198

療養費・家族療養費・高額療養費

平成19年（健）第83号	平成19年10月31日裁決……………203
平成19年（健）第168号	平成19年10月31日裁決……………205
平成18年（健）第206号	平成19年2月28日裁決……………207
平成18年（健）第254号	平成19年3月30日裁決……………208
平成18年（健）第306号	平成19年4月27日裁決……………210
平成18年（健）第335号	平成19年3月30日裁決……………212
平成18年（健）第410号	平成19年6月29日裁決……………214
平成18年（健）第412号	平成19年6月29日裁決……………216
平成19年（健）第7号	平成19年7月31日裁決……………217
平成19年（健）第155号	平成19年11月30日裁決……………219

任 意 継 続

平成19年（健）第104号	平成19年9月28日裁決……………223
平成19年（健）第158号	平成19年9月28日裁決……………224
平成19年（健）第176号	平成19年9月28日裁決……………225
平成19年（健）第204号	平成19年9月28日裁決……………226

平成19年（健）第212号	平成19年12月25日裁決……………227
平成19年（健）第301号	平成19年11月30日裁決……………229
平成19年（健）第318号	平成19年11月30日裁決……………231
平成19年（健）第358号	平成19年11月30日裁決……………233
平成18年（健）第260号	平成19年2月28日裁決……………235
平成18年（健）第324号	平成19年2月28日裁決……………237
平成18年（健）第331号	平成19年3月30日裁決……………238
平成18年（健）第429号	平成19年6月29日裁決……………240
平成18年（健）第451号	平成19年7月31日裁決……………242
平成18年（健）第458号	平成19年7月31日裁決……………244
平成19年（健）第93号	平成19年9月28日裁決……………246
平成19年（健）第151号	平成19年10月31日裁決……………248

そ の 他

平成18年（健）第225号	平成19年3月30日裁決……………253
平成18年（健）第409号	平成19年6月29日裁決……………256
平成18年（健）第419号	平成19年6月29日裁決……………259

厚生年金保険関係

老 齢 給 付

平成18年(厚)第140号	平成19年3月30日裁決……………265
平成18年(厚)第161号	平成19年1月31日裁決……………267
平成18年(厚)第193号	平成19年2月28日裁決……………270
平成18年(厚)第408号	平成19年8月31日裁決……………272
平成18年(厚)第428号	平成19年6月29日裁決……………273
平成18年(厚)第436号	平成19年8月31日裁決……………275
平成18年(厚)第478号	平成19年7月31日裁決……………276
平成19年(厚)第50号	平成19年8月31日裁決……………277
平成19年(厚)第56号	平成19年8月31日裁決……………278
平成19年(厚)第86号	平成19年8月31日裁決……………280
平成19年(厚)第87号	平成19年8月31日裁決……………281
平成19年(厚)第95号	平成19年8月31日裁決……………283
平成19年(厚)第109号	平成19年8月31日裁決……………285
平成19年(厚)第133号	平成19年8月31日裁決……………287
平成19年(厚)第213号	平成19年12月25日裁決……………290
平成18年(厚)第66号	平成19年1月31日裁決……………292
平成18年(厚)第129号	平成19年1月31日裁決……………293
平成18年(厚)第178号	平成19年2月28日裁決……………294
平成18年(厚)第180号	平成19年2月28日裁決……………295
平成18年(厚)第191号	平成19年2月28日裁決……………297
平成18年(厚)第200号	平成19年2月28日裁決……………299
平成18年(厚)第216号	平成19年3月30日裁決……………301
平成18年(厚)第258号	平成19年3月30日裁決……………303
平成18年(厚)第269号	平成19年3月30日裁決……………306
平成18年(厚)第274号	平成19年2月28日裁決……………309

平成18年（厚）第275号	平成19年3月30日裁決……………310
平成18年（厚）第279号	平成19年2月28日裁決……………313
平成18年（厚）第309号	平成19年2月28日裁決……………316
平成18年（厚）第310号	平成19年4月27日裁決……………318
平成18年（厚）第311号	平成19年3月30日裁決……………320
平成18年（厚）第329号	平成19年3月30日裁決……………322
平成18年（厚）第364号	平成19年5月31日裁決……………325
平成18年（厚）第376号	平成19年5月31日裁決……………327
平成18年（厚）第386号	平成19年5月31日裁決……………328
平成19年（厚）第3号	平成19年6月29日裁決……………329
平成19年（厚）第25号	平成19年9月28日裁決……………331
平成19年（厚）第79号	平成19年9月28日裁決……………333
平成19年（厚）第216号	平成19年11月30日裁決……………335
平成19年（厚）第226号	平成19年12月25日裁決……………337
平成19年（厚）第240号	平成19年12月25日裁決……………339
平成19年（厚）第241号	平成19年11月30日裁決……………341
平成19年（厚）第251号	平成19年12月25日裁決……………343
平成19年（厚）第279号	平成19年12月25日裁決……………346
平成19年（厚）第303号	平成19年12月25日裁決……………348

障 害 給 付

平成18年（厚）第234号	平成19年2月28日裁決……………353
平成18年（厚）第261号	平成19年3月30日裁決……………355
平成18年（厚）第292号	平成19年4月27日裁決……………358
平成18年（厚）第402号	平成19年4月27日裁決……………360
平成18年（厚）第432号	平成19年5月31日裁決……………361
平成19年（厚）第138号	平成19年10月31日裁決……………364

平成19年（厚）第200号	平成19年11月30日裁決……………366
平成18年（厚）第119号	平成19年2月28日裁決……………369
平成18年（厚）第185号	平成19年1月31日裁決……………371
平成18年（厚）第196号	平成19年2月28日裁決……………372
平成18年（厚）第201号	平成19年1月31日裁決……………373
平成18年（厚）第204号	平成19年1月31日裁決……………376
平成18年（厚）第211号	平成19年2月28日裁決……………378
平成18年（厚）第215号	平成19年1月31日裁決……………381
平成18年（厚）第219号	平成19年1月31日裁決……………383
平成18年（厚）第223号	平成19年1月31日裁決……………385
平成18年（厚）第228号	平成19年1月31日裁決……………387
平成18年（厚）第230号	平成19年1月31日裁決……………389
平成18年（厚）第231号	平成19年1月31日裁決……………391
平成18年（厚）第233号	平成19年1月31日裁決……………393
平成18年（厚）第235号	平成19年2月28日裁決……………395
平成18年（厚）第238号	平成19年1月31日裁決……………397
平成18年（厚）第239号	平成19年2月28日裁決……………399
平成18年（厚）第240号	平成19年1月31日裁決……………401
平成18年（厚）第243号	平成19年2月28日裁決……………403
平成18年（厚）第245号	平成19年2月28日裁決……………406
平成18年（厚）第246号	平成19年2月28日裁決……………408
平成18年（厚）第247号	平成19年1月31日裁決……………410
平成18年（厚）第250号	平成19年2月28日裁決……………412
平成18年（厚）第256号	平成19年1月31日裁決……………413
平成18年（厚）第266号	平成19年3月30日裁決……………415
平成18年（厚）第270号	平成19年2月28日裁決……………417
平成18年（厚）第284号	平成19年3月30日裁決……………419
平成18年（厚）第287号	平成19年3月30日裁決……………422

平成18年（厚）第289号	平成19年3月30日裁決……………425
平成18年（厚）第294号	平成19年2月28日裁決……………429
平成18年（厚）第295号	平成19年3月30日裁決……………431
平成18年（厚）第296号	平成19年3月30日裁決……………433
平成18年（厚）第307号	平成19年2月28日裁決……………434
平成18年（厚）第313号	平成19年3月30日裁決……………436
平成18年（厚）第320号	平成19年3月30日裁決……………438
平成18年（厚）第322号	平成19年3月30日裁決……………440
平成18年（厚）第325号	平成19年3月30日裁決……………442
平成18年（厚）第326号	平成19年3月30日裁決……………444
平成18年（厚）第327号	平成19年3月30日裁決……………446
平成18年（厚）第333号	平成19年2月28日裁決……………447
平成18年（厚）第336号	平成19年4月27日裁決……………449
平成18年（厚）第337号	平成19年3月30日裁決……………450
平成18年（厚）第340号	平成19年4月27日裁決……………453
平成18年（厚）第342号	平成19年4月27日裁決……………456
平成18年（厚）第344号	平成19年3月30日裁決……………458
平成18年（厚）第345号	平成19年4月27日裁決……………460
平成18年（厚）第354号	平成19年3月30日裁決……………463
平成18年（厚）第363号	平成19年4月27日裁決……………465
平成18年（厚）第366号	平成19年5月31日裁決……………468
平成18年（厚）第370号	平成19年3月30日裁決……………470
平成18年（厚）第372号	平成19年4月27日裁決……………472
平成18年（厚）第377号	平成19年4月27日裁決……………475
平成18年（厚）第379号	平成19年4月27日裁決……………477
平成18年（厚）第384号	平成19年4月27日裁決……………479
平成18年（厚）第385号	平成19年4月27日裁決……………481
平成18年（厚）第389号	平成19年4月27日裁決……………483

平成18年（厚）第391号	平成19年4月27日裁決……………485
平成18年（厚）第393号	平成19年4月27日裁決……………487
平成18年（厚）第397号	平成19年4月27日裁決……………489
平成18年（厚）第400号	平成19年4月27日裁決……………491
平成18年（厚）第404号	平成19年4月27日裁決……………493
平成18年（厚）第405号	平成19年5月31日裁決……………495
平成18年（厚）第406号	平成19年4月27日裁決……………497
平成18年（厚）第407号	平成19年5月31日裁決……………499
平成18年（厚）第414号	平成19年5月31日裁決……………501
平成18年（厚）第424号	平成19年5月31日裁決……………503
平成18年（厚）第426号	平成19年5月31日裁決……………505
平成18年（厚）第427号	平成19年5月31日裁決……………507
平成18年（厚）第431号	平成19年5月31日裁決……………509
平成18年（厚）第434号	平成19年5月31日裁決……………511
平成18年（厚）第435号	平成19年5月31日裁決……………513
平成18年（厚）第437号	平成19年5月31日裁決……………515
平成18年（厚）第441号	平成19年5月31日裁決……………517
平成18年（厚）第444号	平成19年6月29日裁決……………519
平成18年（厚）第445号	平成19年6月29日裁決……………520
平成18年（厚）第447号	平成19年5月31日裁決……………523
平成18年（厚）第450号	平成19年6月29日裁決……………525
平成18年（厚）第463号	平成19年5月31日裁決……………527
平成18年（厚）第464号	平成19年6月29日裁決……………530
平成18年（厚）第465号	平成19年6月29日裁決……………533
平成18年（厚）第467号	平成19年6月29日裁決……………536
平成18年（厚）第468号	平成19年6月29日裁決……………539
平成19年（厚）第4号	平成19年6月29日裁決……………541
平成19年（厚）第5号	平成19年6月29日裁決……………543

平成19年（厚）第13号	平成19年6月29日裁決545
平成19年（厚）第19号	平成19年6月29日裁決547
平成19年（厚）第21号	平成19年6月29日裁決549
平成19年（厚）第29号	平成19年6月29日裁決552
平成19年（厚）第31号	平成19年6月29日裁決554
平成19年（厚）第33号	平成19年7月31日裁決556
平成19年（厚）第35号	平成19年7月31日裁決558
平成19年（厚）第36号	平成19年7月31日裁決561
平成19年（厚）第40号	平成19年7月31日裁決563
平成19年（厚）第42号	平成19年8月31日裁決565
平成19年（厚）第46号	平成19年7月31日裁決567
平成19年（厚）第47号	平成19年7月31日裁決569
平成19年（厚）第54号	平成19年7月31日裁決571
平成19年（厚）第55号	平成19年7月31日裁決573
平成19年（厚）第57号	平成19年7月31日裁決575
平成19年（厚）第61号	平成19年7月31日裁決578
平成19年（厚）第63号	平成19年6月29日裁決581
平成19年（厚）第65号	平成19年7月31日裁決584
平成19年（厚）第66号	平成19年9月28日裁決586
平成19年（厚）第71号	平成19年9月28日裁決587
平成19年（厚）第78号	平成19年9月28日裁決588
平成19年（厚）第99号	平成19年9月28日裁決590
平成19年（厚）第100号	平成19年9月28日裁決591
平成19年（厚）第105号	平成19年9月28日裁決593
平成19年（厚）第113号	平成19年9月28日裁決597
平成19年（厚）第118号	平成19年7月31日裁決599
平成19年（厚）第134号	平成19年9月28日裁決600
平成19年（厚）第136号	平成19年9月28日裁決602

平成19年（厚）第137号	平成19年10月31日裁決……………604
平成19年（厚）第141号	平成19年9月28日裁決……………606
平成19年（厚）第161号	平成19年10月31日裁決……………608
平成19年（厚）第164号	平成19年10月31日裁決……………609
平成19年（厚）第165号	平成19年10月31日裁決……………611
平成19年（厚）第171号	平成19年10月31日裁決……………614
平成19年（厚）第173号	平成19年10月31日裁決……………616
平成19年（厚）第179号	平成19年10月31日裁決……………619
平成19年（厚）第181号	平成19年10月31日裁決……………620
平成19年（厚）第191号	平成19年11月30日裁決……………622
平成19年（厚）第205号	平成19年11月30日裁決……………624
平成19年（厚）第209号	平成19年11月30日裁決……………627
平成19年（厚）第229号	平成19年11月30日裁決……………628
平成19年（厚）第233号	平成19年11月30日裁決……………630
平成19年（厚）第248号	平成19年12月25日裁決……………633
平成19年（厚）第258号	平成19年12月25日裁決……………635
平成19年（厚）第260号	平成19年12月25日裁決……………637
平成19年（厚）第270号	平成19年12月25日裁決……………639
平成19年（厚）第283号	平成19年12月25日裁決……………642
平成19年（厚）第288号	平成19年12月25日裁決……………644
平成19年（厚）第293号	平成19年12月25日裁決……………646
平成19年（厚）第294号	平成19年12月25日裁決……………648
平成19年（厚）第298号	平成19年12月25日裁決……………650
平成19年（厚）第338号	平成19年12月25日裁決……………652

遺族給付

平成18年（厚）第194号	平成19年3月30日裁決……………655
---------------	----------------------

平成18年（厚）第212号	平成19年2月28日裁決……………657
平成18年（厚）第232号	平成19年3月30日裁決……………658
平成18年（厚）第273号	平成19年3月30日裁決……………659
平成18年（厚）第349号	平成19年5月31日裁決……………661
平成18年（厚）第350号	
平成18年（厚）第360号	平成19年4月27日裁決……………663
平成18年（厚）第440号	平成19年7月31日裁決……………665
平成18年（厚）第457号	平成19年6月29日裁決……………667
平成19年（厚）第18号	平成19年7月31日裁決……………669
平成19年（厚）第75号	平成19年9月28日裁決……………671
平成19年（厚）第127号	平成19年10月31日裁決……………673
平成18年（厚）第71号	平成19年1月31日裁決……………675
平成18年（厚）第108号	平成19年1月31日裁決……………677
平成18年（厚）第120号	平成19年2月28日裁決……………679
平成18年（厚）第134号	平成19年3月30日裁決……………681
平成18年（厚）第159号	平成19年2月28日裁決……………683
平成18年（厚）第163号	平成19年2月28日裁決……………686
平成18年（厚）第170号	平成19年2月28日裁決……………688
平成18年（厚）第199号	平成19年2月28日裁決……………690
平成18年（厚）第209号	平成19年2月28日裁決……………692
平成18年（厚）第255号	平成19年3月30日裁決……………694
平成18年（厚）第276号	
平成18年（厚）第316号	平成19年3月30日裁決……………696
平成18年（厚）第288号	平成19年3月30日裁決……………698
平成18年（厚）第293号	平成19年3月30日裁決……………700
平成18年（厚）第308号	平成19年4月27日裁決……………703
平成18年（厚）第319号	平成19年3月30日裁決……………704
平成18年（厚）第361号	平成19年5月31日裁決……………706
平成18年（厚）第422号	平成19年5月31日裁決……………709

平成18年（厚）第433号	平成19年5月31日裁決……………711
平成18年（厚）第439号	平成19年5月31日裁決……………713
平成18年（厚）第453号	平成19年7月31日裁決……………715
平成18年（厚）第455号	平成19年6月29日裁決……………717
平成18年（厚）第459号	平成19年6月29日裁決……………720
平成18年（厚）第460号	平成19年6月29日裁決……………722
平成18年（厚）第461号	平成19年6月29日裁決……………723
平成19年（厚）第6号	平成19年8月31日裁決……………725
平成19年（厚）第17号	平成19年7月31日裁決……………727
平成19年（厚）第51号	平成19年9月28日裁決……………729
平成19年（厚）第59号	平成19年8月31日裁決……………731
平成19年（厚）第60号	平成19年8月31日裁決……………734
平成19年（厚）第68号	平成19年9月28日裁決……………736
平成19年（厚）第82号	平成19年10月31日裁決……………738
平成19年（厚）第114号	平成19年9月28日裁決……………740
平成19年（厚）第123号	平成19年10月31日裁決……………742
平成19年（厚）第124号	平成19年10月31日裁決……………744
平成19年（厚）第128号	平成19年11月30日裁決……………746
平成19年（厚）第145号	平成19年11月30日裁決……………748
平成19年（厚）第148号	平成19年10月31日裁決……………750
平成19年（厚）第152号	平成19年11月30日裁決……………752
平成19年（厚）第162号	平成19年10月31日裁決……………754
平成19年（厚）第169号	平成19年11月30日裁決……………755
平成19年（厚）第183号	平成19年11月30日裁決……………757
平成19年（厚）第194号	平成19年12月25日裁決……………759
平成19年（厚）第203号	平成19年11月30日裁決……………761
平成19年（厚）第215号	平成19年12月25日裁決……………763
平成19年（厚）第231号	平成19年11月30日裁決……………766

平成19年（厚）第244号
平成19年（厚）第289号

平成19年12月25日裁決769
平成19年12月25日裁決770

脱退一時金

平成18年（厚）第145号
平成18年（厚）第165号
平成18年（厚）第302号
平成18年（厚）第304号
平成18年（厚）第358号
平成18年（厚）第469号
平成19年（厚）第223号

平成19年1月31日裁決775
平成19年1月31日裁決776
平成19年2月28日裁決778
平成19年4月27日裁決779
平成19年5月31日裁決781
平成19年7月31日裁決783
平成19年11月30日裁決785

そ の 他

平成18年（厚）第150号
平成18年（厚）第187号
平成19年（厚）第12号
平成19年（厚）第202号
平成18年（厚）第74号
平成18年（厚）第172号
平成18年（厚）第175号
平成18年（厚）第253号
平成18年（厚）第290号
平成18年（厚）第312号
平成18年（厚）第355号
平成18年（厚）第356号
平成18年（厚）第443号
平成19年（厚）第72号

平成19年1月31日裁決789
平成19年2月28日裁決791
平成19年7月31日裁決793
平成19年9月28日裁決795
平成19年2月28日裁決796
平成19年1月31日裁決798
平成19年4月27日裁決799
平成19年2月28日裁決802
平成19年3月30日裁決803
平成19年2月28日裁決805
平成19年5月31日裁決806
平成19年3月30日裁決809
平成19年4月27日裁決810
平成19年10月31日裁決812

平成19年（厚）第88号	平成19年10月31日裁決……………817
平成19年（厚）第122号	平成19年9月28日裁決……………818
平成19年（厚）第125号	平成19年10月31日裁決……………820
平成19年（厚）第132号	平成19年10月31日裁決……………822
平成19年（厚）第147号	平成19年10月31日裁決……………824
平成19年（厚）第156号	平成19年11月30日裁決……………827
平成19年（厚）第178号	
平成19年（厚）第188号	平成19年12月25日裁決……………829
平成19年（厚）第292号	平成19年12月25日裁決……………831

船員保険関係

傷病手当金

平成18年(船)第368号	平成19年2月28日裁決……………835
平成19年(船)第58号	平成19年6月29日裁決……………836
平成19年(船)第238号	平成19年10月31日裁決……………837

障 害 給 付

平成18年(船)第141号	平成19年1月31日裁決……………841
平成18年(船)第449号	平成19年6月29日裁決……………843

遺 族 給 付

平成18年(船)第430号	平成19年6月29日裁決……………849
平成18年(船)第456号	平成19年8月31日裁決……………851

そ の 他

平成18年(船)第82号	平成19年2月28日裁決……………857
平成18年(船)第131号	平成19年1月31日裁決……………859
平成19年(船)第129号	平成19年10月31日裁決……………861
平成19年(船)第230号	平成19年12月25日裁決……………863

健康保険・厚生年金保険・船員保険共通

却 下
(期限経過)

平成18年(健)第332号	平成19年1月31日裁決……………867
平成18年(健)第346号	平成19年1月31日裁決……………868
平成18年(厚)第285号	平成19年1月31日裁決……………870
平成18年(厚)第328号	平成19年1月31日裁決……………872
平成18年(厚)第383号	平成19年2月28日裁決……………873
平成18年(厚)第403号	平成19年3月30日裁決……………875
平成18年(厚)第413号	平成19年3月30日裁決……………877
平成18年(厚)第423号	平成19年3月30日裁決……………879
平成19年(健)第172号	平成19年9月28日裁決……………881
平成19年(健)第300号	平成19年11月30日裁決……………882
平成19年(健厚)第157号	平成19年9月28日裁決……………883
平成19年(健厚)第182号	平成19年9月28日裁決……………886
平成19年(健厚)第246号	
平成19年(健厚)第256号	
平成19年(健厚)第266号	
平成19年(健厚)第276号	平成19年11月30日裁決……………887
平成19年(健厚)第337号	平成19年9月28日裁決……………889
平成19年(厚)第26号	平成19年5月31日裁決……………891
平成19年(厚)第41号	平成19年5月31日裁決……………893
平成19年(厚)第67号	平成19年6月29日裁決……………895
平成19年(厚)第76号	平成19年6月29日裁決……………897
平成19年(厚)第185号	平成19年9月28日裁決……………898
平成19年(厚)第196号	平成19年9月28日裁決……………900
平成19年(厚)第214号	平成19年10月31日裁決……………901
平成19年(厚)第221号	平成19年10月31日裁決……………902

平成19年（厚）第243号	平成19年10月31日裁決……………904
平成19年（厚）第255号	平成19年10月31日裁決……………906
平成19年（厚）第265号	平成19年10月31日裁決……………908
平成19年（厚）第275号	平成19年11月30日裁決……………910
平成19年（厚）第284号	平成19年10月31日裁決……………912
平成19年（厚）第291号	平成19年11月30日裁決……………913
平成19年（厚）第321号	平成19年11月30日裁決……………915
平成19年（厚）第331号	平成19年12月25日裁決……………917
平成19年（厚）第339号	平成19年12月25日裁決……………919
平成19年（厚）第346号	平成19年11月30日裁決……………921
平成19年（厚）第388号	平成19年12月25日裁決……………922

（権限外）

平成18年（厚）第347号	平成19年1月31日裁決……………925
平成18年（厚）第367号	平成19年2月28日裁決……………927
平成19年（健）第22号	平成19年7月31日裁決……………929
平成19年（健厚）第120号	平成19年10月31日裁決……………931
平成19年（厚）第20号	平成19年4月27日裁決……………932
平成19年（厚）第159号	平成19年9月28日裁決……………933

（訴える利益無）

平成17年（厚）第255号	平成19年2月28日裁決……………937
平成18年（健）第314号	平成19年1月31日裁決……………939
平成18年（厚）第300号	平成19年6月29日裁決……………940
平成18年（厚）第375号	平成19年2月28日裁決……………941
平成18年（厚）第442号	平成19年3月30日裁決……………943
平成19年（健厚）第52号	平成19年6月29日裁決……………944

平成19年（厚）第80号

平成19年11月30日裁決……………945

（原処分なし）

平成18年（健厚）第339号

平成19年3月30日裁決……………949

平成18年（健厚）第343号

平成19年1月31日裁決……………951

平成18年（健厚）第371号

平成19年2月28日裁決……………952

平成18年（厚）第374号

平成19年2月28日裁決……………953

平成19年（健厚）第27号

平成19年5月31日裁決……………954

平成19年（健厚）第39号

平成19年5月31日裁決……………956

平成19年（健厚）第102号

平成19年7月31日裁決……………957

平成19年（健厚）第130号

平成19年9月28日裁決……………958

平成19年（健厚）第286号

平成19年11月30日裁決……………959

平成19年（厚）第98号

平成19年（厚）第108号

平成19年7月31日裁決……………960

平成19年（厚）第218号

平成19年10月31日裁決……………961

平成19年（厚）第222号

平成19年10月31日裁決……………962

平成19年（厚）第295号

平成19年11月30日裁決……………963

平成19年（厚）第332号

平成19年11月30日裁決……………965

（その他）

平成18年（厚）第388号

平成18年（厚）第438号

平成19年6月29日裁決……………969

平成18年（厚）第394号

平成19年2月28日裁決……………972

平成18年（厚）第398号

平成18年（厚）第448号

平成19年6月29日裁決……………973

平成19年（健厚）第38号

平成19年（健）第48号

平成19年6月29日裁決……………976

平成19年（健厚）第167号

平成19年9月28日裁決……………978

平成19年（健厚）第177号

平成19年9月28日裁決……………980

平成19年（健厚）第187号	平成19年9月28日裁決……………982
平成19年（健厚）第334号	平成19年12月25日裁決……………984
平成19年（厚）第49号	平成19年5月31日裁決……………985
平成19年（厚）第76号	平成19年6月29日裁決……………987
平成19年（厚）第144号	平成19年8月31日裁決……………988
平成19年（厚）第146号	平成19年8月31日裁決……………990
平成19年（厚）第186号	平成19年9月28日裁決……………991
平成19年（厚）第199号	平成19年10月31日裁決……………992
平成19年（厚）第239号	平成19年10月31日裁決……………994
平成19年（厚）第250号	
平成19年（厚）第290号	平成19年10月31日裁決……………997
平成19年（厚）第272号	平成19年11月30日裁決……………998

健康保険・厚生年金保険・ 船員保険共通

差	押

平成18年（健厚）第241号

平成19年2月28日裁決

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、〇〇社会保険事務局〇〇社会保険事務室徴収職員（以下、「徴収職員」という。）が、請求人に対する健康保険及び厚生年金保険の保険料債権に基づいて、同人が〇〇〇〇協同組合（以下「〇〇〇〇協組」という。）に対して有する平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの商品納入代金の支払請求権〇〇万〇〇〇〇〇円（消費税相当額を含む。）及び同月〇日から平成〇年〇月〇日までの商品納入代金の支払請求権〇〇万〇〇〇〇〇円（消費税相当額を含む。）並びに同人が国に対して有する平成〇年度労働保険料確定精算による還付請求権（以下、併せて「本件請求権」という。）について行った債権差押え処分の取消しを求めるというものである。

第2 審査請求の経過

- 1 請求人は、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であったところ、徴収職員は、請求人が平成〇年〇月分から同〇年〇月分までの健康保険及び厚生年金保険の保険料（以下、併せて「社会保険料」という。）、同〇年〇月分から同〇年〇月分までの社会保険料及び同〇年〇月分と同年〇月分の社会保険料のそれぞれに係る延滞金並びに平成〇年〇月分及び同年〇月分の社会保険料を滞納したとして、平成〇年〇月〇日に、本件請求権の差押え（以下「原処分」という。）をした。
- 2 請求人は、原処分を不服とし、当審査会に対し審査請求をした。

第3 問題点

- 1 厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）による適用事業所の事業主は、保

険料の納付義務を負い、毎月の保険料は翌月末日までに納付しなければならないが、滞納の場合には、保険者は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日を指定期限として督促状を発送し、なおその指定の期日までに納付されない場合には、国税滞納処分の例にならって徴収することとされている。なお保険者は、上記督促をした場合、滞納につきやむを得ない事情があると認められるとき等を除き、徴収金額につき年14.6%の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収することとされている（厚年法第82条、第83条、第86条、第87条及び第89条）。

また、健康保険の保険料についても、事業主に係る同様の納付義務と滞納の場合の徴収手続が定められている（健康保険法（以下「健保法」という。）第161条、第164条、第180条、第181条及び第183条）。

- 2 請求人が原処分に係る社会保険料及びそれに係る延滞金を滞納していることについては、当事者間に争いはない。

よって、本件における問題点は、原処分が前記1の厚年法等の規定に照らして適正に行われたと認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

- 2 前記認定した事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 本件差押えに係る請求人の債務の大半は、独立して存在する延滞金であるが、延滞金については、厚年法第86条及び健保法第180条で強制徴収の対象とされ、厚年法第87条及び健保法第181条でその遅延につき延滞金が課される「保険料」又は「徴収金」のいずれかに該当するとの明文の規定はない。そうすると、延滞金について、強制徴収処分が可能かどうか、

また、延滞金に延滞金を課すべきかどうかが問題となるので、まずこの点について検討する。

- (2) 「保険料」及び「徴収金」を文理的に解すれば、延滞金がそのいずれにも該当しないことは明らかである。しかしながら、前記(1)の厚年法等の各条は、社会保険料について国税徴収の例により徴収することを前提に定められていると解され、国税徴収に関連する諸規定(国税徴収法、国税通則法、上記各法の施行令等関係規定)を踏まえて解釈するのが相当である。そうすると、厚年法等の「延滞金」は、債務者の履行遅滞に対する延滞利息としての性格の外、遅延損害金の性格を有すると解されるが、この点で国税通則法第60条の延滞税(納付すべき国税を法定納期限までに完納しないとき等に課されるもの)と同様の性格を有し、延滞税は同法第2条第4号で国税のうちの附帯税に属するものとされ、また、同第60条第4項で延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とするとされていることから、厚年法第87条等の「保険料」の解釈に当たっては、「保険料」及び「徴収金」に「延滞金」が含まれるとするのを相当とする。
- (3) 一方、厚年法第87条第1項の規定等により、独立して存在する延滞金についても厚年法第86条第2項等の督促をした場合は、延滞金に延滞金を課することが可能となるようにみえるが、そのように解するのは適当でない。国税通則法第62条第2項は、延滞税をあわせて納付すべき場合において、納付された金額がその延滞税の計算の基礎となった国税と当該延滞税の合計額に満たない場合は、当該納付された金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする規定するが、同法は、民法第405条の法定重利(利息が1年分以上遅延した場合の元本への組入れ)の規定を設けていな

い。これは、一般論としては、延滞税にその計算の基礎となった国税の履行遅滞に対するペナルティ以上の効果を求めないとの考えによるものと解される。そうすると、国税徴収の例により徴収するとされている社会保険料においても、延滞金に延滞金を課することは求められていないと解すべきである。

- (4) 以上のことから、保険者が独立して存在する延滞金につき、それに延滞金を課することなく強制徴収したことは、適法であると認められる。
- (5) その外、前記認定事実に鑑みれば、請求人に係る滞納社会保険料等の徴収手続は、前記第3の1の厚年法及び健保法が定めるところに従って適正に行われていると認めることができる。なお請求人は、同人が〇〇〇〇協組に対して商品納入代金の支払請求権を有することを保険者が不当な方法で入手し、いきなりそれを差し押さえたのであり、それは倫理・道徳に反している旨申し立てているが、前記1の(3)及び(4)で事実認定したことから明らかのように、請求人が〇〇〇〇協組に対して有する売掛金に関する情報の入手を含め、本件差押処分は法の規定に照らして、適正に行われている。また、その他原処分の効力に影響を与えるような特段の事情もないことから、請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

平成18年（健厚）第381号

平成19年5月31日裁決

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求の趣旨は、〇〇社会保険事務所徴収職員（以下、単に「徴収職員」という。）が、平成〇年〇月〇日付で、請求人が〇〇市長に対して有する〇〇〇〇業務委託料金（委託期間平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間）に係る支払請求権を差し押さえた処分（以下「原処分」という。）の取消しを求めるということである。

第2 審査請求の経過

- 1 請求人は、健康保険料及び厚生年金保険料（以下、併せて「保険料」という。）の納付義務を負っていたところ、平成〇年〇月分から同〇年〇月分までの保険料のうち〇〇〇万〇〇〇〇円を納付期限までに納付せず、期限を指定した督促にも応じなかった。
- 2 徴収職員は、本件滞納保険料及びこれに係る延滞金総計〇〇〇万〇〇〇〇円の徴収を目的として、平成〇年〇月〇日付で原処分を行った。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、当審査会に対し審査請求をした。

第3 問題点

- 1 請求人のような、健康保険法及び厚生年金保険法による適用事業所の事業主は、保険料を毎月納付しなければならず、納付すべき保険料を滞納した場合、保険者は、当該両法の規定に基づく督促をし、なお所定の期日までに納付されないときは、国税徴収の例により徴収し、あるいは国税滞納処分の例によって処分することとされている（厚生年金保険法第82条、第83条、第86条、第87条及び第89条参照。健康保険法にも同趣旨の規定がある。）。

- 2 本件の問題点は、原処分が前記1の法律の規定に照らして適法かつ妥当と認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

- 2 本件差押えの原因となった本件滞納保険料に係る納入告知の処分は既に確定しており、同滞納保険料に係る延滞金の算定は適正に行われている。また、各月分の滞納保険料に係る督促状の発送等所定の手続は適法に行われている。

- 3 そうすると、原処分は適法かつ妥当であって、これを取り消すことはできない。以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

健 康 保 險 関 係

傷 病 手 当 金

平成18年（健）第380号

平成19年5月31日裁決

主文

a 銀行健康保険組合理事長が、平成○年○月○日付で、再審査請求人に対し、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間について、健康保険法に基づく傷病手当金を支給しないとした処分のうち、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間に係る部分を取り消す。

本件再審査請求のうち、その余の部分は棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文前段に記載の期間について、健康保険法による傷病手当金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成○年○月○日からa 銀行b 支店に勤務していたところ、同年○月○日に、○月○日付で解雇されるとの予告をうけ、○月○日付で健康保険の被保険者資格を喪失し、同日付で任意継続被保険者となった。
- 2 請求人は背部筋膜炎及び慢性胃炎（以下「当該傷病」という。）の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成○年○月○日から○月○日までの期間（以下「期間A」という。）及び同年○月○日から○月○日までの期間（以下「期間B」という。）a 銀行健康保険組合（以下「保険者組合」という。）に対し傷病手当金の請求をした。
- 3 保険者組合は、期間Aについては傷病手当金を支給したが、期間Bについては労務不能と認められないとして、平成○年○月○日付で請求人に対し、傷病手当金を不支給とする旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、○○社会保険事務局社会保険審査官（以下「審

査官」という。）に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 傷病手当金の支給について、健康保険法第9条第1項には「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金・・・を支給する」と規定されている。
- 2 本件の問題点は、期間Bについて請求人が労務不能であったと認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 前記認定された事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。
保険者組合が傷病手当金の給付を認めた、期間Aにおける請求人の病状と、それに続く平成○年○月末までの病状には著変は認められない。一方、同年○月に入ると、診療実日数も減り、治療内容も○○○○○○の投与のみとなっており、明らかに症状の改善が認められる。そうすると、請求人は、平成○年○月末までは、期間Aに引き続き労務不能であり、同年○月からその状態を脱したと認定するのが相当である。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

障 害 給 付

平成19年2月28日裁決

主文

社会保険庁長官が、平成○年○月○日付で再審査請求人に対し、障害等級3級の障害厚生年金を、平成○年○月分から支給するとした処分を取り消し、同人に対し、平成○年○月分から同年金を支給するものとする。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、直腸癌(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、社会保険庁長官に対し、障害厚生年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、裁定請求書に添付して提出された診断書を診査した結果、請求人の当該傷病に係る初診日を平成○年○月○日、同傷病の治療のため請求人が人工肛門造設術を受けた同年○月○日を当該傷病に係る障害認定日(以下同日を「本件障害認定日」という。)と、それぞれ認定したうえ、同障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚生年金保険法(以下「法」という。)別表第1に掲げる障害の程度(3級)に該当するとして、平成○年○月○日付で請求人に対し、本件障害認定日を受給権発生日とする3級の障害厚生年金を裁定するとともに、同年金の支給は平成○年○月分からとする旨の行政措置(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、前記障害厚生年金をその受給権発生日の属する月の翌月(平成○年○月)分から支給するよう求めて、○○社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、平成○年○月○日(受付)、当審査会に対

し再審査請求をした。その主張の要旨は、平成○、○年頃○○社会保険事務所に出向き、障害厚生年金について相談をしたが、窓口担当者に身体障害者手帳4級では駄目と、同手帳3級以上でないと対象にならないと言われ、障害厚生年金裁定請求手続きもさせてもらえなかった経緯があるのだから、今回裁定された障害厚生年金の受給権に消滅時効を適用することは納得できない、というものである。

第3 問題点

本件の問題点は、請求人の前記第2の3の主張(以下「請求人の本件主張」という。)に理由があると認められるかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 前記審査資料によれば、請求人は、直腸癌の治療のため、平成○年○月○日に人工肛門造設術を受け、平成○年○月○日付で身体障害者手帳の交付を受けており、同手帳には障害名として「直腸機能障害 下行S状人工肛門」、級別「4級」と記載されている。そうして、請求人は、○○会に参加して色々と言言を得て障害厚生年金のを知り、平成○、○年頃○○社会保険事務所に出向き、同年金の相談をしたところ、身体障害者手帳4級では駄目と、3級以上でないと対象にならないと言われ、それを信じた旨申し立てている。
- 3 平成○、○年頃、○○社会保険事務所において上記2のような応接があったとする請求人の申立については、上記のとおりいわば口頭による門前払いの扱いであったため、請求人側には事実を裏付ける資料がなく、一方保険者側は、相談記録を作成したと思われるが、既に廃棄したとしているため、当事者双方に事実の存否を裏付ける資料がない。しかしながら、①請求人は人工肛門造設後、同じ障害を持つ人達の会に参加して色々な助言を得たのであるから、その一環として障

害厚生年金受給の可能性を知り、〇〇社会保険事務所へ相談に出向いたことは、ごく自然な成り行きと認められ、また、②その際の保険者の応答として請求人が申し立てる内容は、具体性があり、同人が平成〇年に身体障害者手帳（４級）の交付を受けていることとも符合していることから、本件障害認定日から５年経過前の平成〇、〇年頃、請求人が同社会保険事務所の窓口に同手帳を持参して障害厚生年金受給の希望を申し出て、その手続きの教示を求めた事実があったと推認するのが相当である。

- ４ そうすると、請求人の本件主張には理由があり、原処分は妥当でないから、これを取り消し、主文のとおり裁決する。

平成19年3月30日裁決

主文

社会保険庁長官が、平成○年○月○日付で、再審査請求人に対し、障害基礎年金及び障害厚生年金を支給しないとした処分のうち、障害厚生年金に係る部分を取り消し、再審査請求人に対し、平成○年○月○日にその受給権が発生する障害等級3級の障害厚生年金を支給(ただし、平成○年○月までの分は時効消滅)するものとする。

その余の本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、障害厚生年金及び障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、うつ病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、社会保険庁長官に対し、障害厚生年金及び障害基礎年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、当該傷病の初診日(昭和○年○月○日)の前日において、障害給付を受けるために必要な保険料納付等に関する要件を満たしていないとして、同給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、前記処分を不服として、○〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 障害厚生年金を受給するための要件の一つは、対象となる障害の原因となった傷病(その傷病が他の傷病によって生じた場合は当該他の傷病)の初診日(傷病につき初めて医師の診療を受けた日。以

下、単に「初診日」という。)において、厚生年金保険の被保険者であり、かつ、当該初診日から起算して1年6月を経過した日(その期間内にその傷病が治った場合においては、その傷病が治った日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。)) (以下「障害認定日」という。)において、その傷病により厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に掲げる程度以上の障害の状態にあることである。そして、その障害の状態が国民年金法施行令別表に掲げる程度に該当すれば、併せて、障害基礎年金が支給される(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第47条第1項及び国民年金法(以下「国民年法」という。)第30条第1項)。ただし、国民年金の保険料の納付等についての要件(以下、この要件を「保険料納付要件」という。)を満たしていなければ、障害厚生年金又は障害給付は支給されないこととなっている。

- 2 すなわち、初診日の前日において、(ア)当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある場合、当該初診日の属する月前における直近の基準月(1月、4月、7月及び10月をいう。以下同じ。)の前月)までに国民年金の被保険者期間(昭和61年4月1日前の厚生年金保険の被保険者期間を含む。)があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間(昭和61年4月1日前の厚生年金保険の被保険者期間を含む。以下同じ。)と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか(以下、この要件を「3分の2要件」という。)、又は、(イ)当該初診日の属する月の前々月(初診日が平成3年5月1日前にある場合、当該初診日の属する月前における直近の基準月の前月)までの1年間が保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされている(以下、この要件を「1年要件」という。)ことが必要となる(厚年法第47条第1項、第47条の2第1項及び第2項並び

に国年法第30条第1項、第30条の2第1項及び第2項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第20条第1項、第21条、第64条第1項及び第65条）。

- 3 本件の場合、請求人は平成○年○月○日（後に、昭和○年○月○日に訂正）が当該傷病の初診日であると主張し、一方、保険者は昭和○年○月○日と主張している。従って、本件における当面の問題点は、請求人の当該傷病に係る初診日が何時であるかであり、その初診日の前日において保険料納付要件が満たされていたかどうか、である。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

- 2 上記認定した事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 請求人は、昭和○年○月○日、a病院を受診し、「うつ状態、不眠」と診断されて抗不安剤・抗うつ剤を投与され、また、昭和○年○月○日、同医院を再受診し、思考抑制等を訴えて従前の薬剤を投与されており、以後、平成○年○月○日までの期間、同医院にて抗不安剤・抗うつ剤による治療を受けていたところ、「略」同年○月○日、当該傷病と診断され、従前の処方に、抗うつ剤（○○○○○○○及び○○○○○）が追加された。そして、請求人は、平成○年○月○日、b病院に転院し、当該傷病と診断されて受療した。

その後、請求人は、平成○年○月より○○国で生活していたが、同国のc病院で安定剤様の薬剤を投与され、平成○年○月○日に帰国後は、d病院及びe病院を受診して、当該傷病と診断され、受療して現在に至っているものであるから、昭和○年○月○日、a病院で診断された「うつ状態、不眠」と当該傷病は、その症状・経過・治療内容から判断して、一連の関連性のある傷病と判断するのが相当である。

したがって、当該傷病の初診日は、昭和○年○月○日であると認定できる。

- (2) ところで、社会保険の運用上、医学的には当初の傷病が治癒していない場合であっても、社会的治癒と認められる状況が認められるときは、再発したものとして取り扱われ、再発時の受診日が傷病の初診日とされる。傷病につき社会的治癒があったと認められるためには、相当の期間にわたって、当該傷病につき医療（予防的医療を除く）を行う必要がなくなり、その間に通常の勤務に服していることが必要とされる。本件の場合、請求人は、昭和○年○月○日、a病院を受診し、うつ状態等と診断されて、薬物治療を受けていたが、投薬内容は、予防的服薬の範疇と認められ、また、「略」にうつ状態が強くなって、平成○年○月○日、当該傷病と診断されるまでの○年半以上の間、同一事業所で支障なく勤務に従事していると認められることから、社会的治癒を認めるのが相当である。

以上のことから、請求人の当該傷病の初診日は、平成○年○月○日とするのが相当である。すると、請求人の本件に係る厚生年金被保険者期間は、昭和○年○月○日から平成○年○月○日までであるので、前記第3の2の1年要件を満たしている。

- (3) 厚年令別表第1は、3級の障害厚生年金が支給される程度の障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害に係ると認められるものとしては、「精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（13号）が掲げられている。

一方、社会保険庁は、厚年法及び国年法上の障害の程度等を判定するための具体的な基準として「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）を定めており、給

付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

- (4) 認定基準の第3の第1章第8節「精神の障害」によれば、当該傷病による障害で障害等級3級に該当するものの例示として、「気分、意欲・行動の障害及び思考障害の病相期があり、その病状は著しくないが、これが持続したり又は繰り返し、労働が制限を受けるもの」が挙げられている。

障害認定日当時における、請求人の当該傷病による障害の状態を認定基準に照らしてみると、請求人は、病状として、抑うつ状態（〇〇・〇〇〇〇、〇〇）が認められ、日常生活能力の程度は、(4) 日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である、とされ、日常生活能力の判定は、「通院と服薬（要）、他人との意志伝達及び対人関係、身の安全保持及び危機対応」が自発的には出来ないが援助があればできる、とされているものの、「適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理と買物」が概ねできるが援助が必要とされていることから、この障害の状態は、前記3級の例示に相当していると認めることができる。

したがって、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態は、厚年令別表第1に掲げる3級の程度に該当していると認めることができる。

- (5) 以上のことからすると、請求人に障害厚生年金を支給しないとした原処分は、その限度で妥当でなく、取り消されなければならない。

社会保険審査会裁決集

平成19年版

(国民年金関係)

厚生労働省保険局総務課
社会保険審査調整室

社会保険審査会裁決集

平成 1 9 年版

国 民 年 金 関 係

総 目 次

老齢給付		1
障害給付		
支給要件		41
障害の程度（新法）		93
（旧法）		659
その他		673
保険料免除		695
その他		741
却 下		
期限経過		793
権限外		827
訴える利益なし		833
原処分なし		849
その他		865

老 齡 給 付

平成18年(国)第15号	平成19年1月31日裁決 3
平成18年(国)第132号	平成19年1月31日裁決 5
平成18年(国)第264号	平成19年3月30日裁決 7
平成19年(国)第70号	平成19年7月31日裁決 10
平成19年(国)第134号	平成19年9月28日裁決 12
平成17年(国)第345号	平成19年2月28日裁決 15
平成18年(国)第83号	平成19年1月31日裁決 17
平成18年(国)第149号	平成19年1月31日裁決 18
平成18年(国)第160号	平成19年2月28日裁決 19
平成18年(国)第186号	平成19年2月28日裁決 21
平成18年(国)第216号	平成19年2月28日裁決 23
平成18年(国)第303号	平成19年5月31日裁決 24
平成18年(国)第316号	平成19年5月31日裁決 26
平成18年(国)第331号	平成19年4月27日裁決 27
平成18年(国)第339号	平成19年7月31日裁決 28
平成18年(国)第411号	平成19年8月31日裁決 30
平成19年(国)第196号	平成19年10月31日裁決 31
平成19年(国)第199号	平成19年12月25日裁決 34
平成19年(国)第220号	平成19年11月30日裁決 36
平成19年(国)第259号	平成19年10月31日裁決 38

障 害 給 付 (支給要件)

平成18年(国)第37号	平成19年1月31日裁決 43
平成18年(国)第75号	平成19年2月28日裁決 44
平成18年(国)第177号	平成19年2月28日裁決 46
平成18年(国)第195号	平成19年2月28日裁決 49
平成18年(国)第205号	平成19年4月27日裁決 51
平成18年(国)第212号	平成19年2月28日裁決 56
平成18年(国)第220号	平成19年2月28日裁決 58

平成18年(国)第235号	平成19年3月30日裁決 62
平成18年(国)第262号	平成19年3月30日裁決 64
平成18年(国)第277号	平成19年4月27日裁決 66
平成18年(国)第347号	平成19年5月31日裁決 68
平成18年(国)第362号	平成19年6月29日裁決 70
平成18年(国)第365号	平成19年7月31日裁決 72
平成18年(国)第402号	平成19年7月31日裁決 74
平成19年(国)第82号	平成19年7月31日裁決 75
平成19年(国)第90号	平成19年10月31日裁決 76
平成19年(国)第140号	平成19年10月31日裁決 78
平成19年(国)第145号	平成19年10月31日裁決 81
平成19年(国)第150号	平成19年9月28日裁決 83
平成19年(国)第167号	平成19年10月31日裁決 85
平成19年(国)第170号	平成19年10月31日裁決 86
平成19年(国)第225号	平成19年12月25日裁決 87
平成19年(国)第240号	平成19年12月25日裁決 91

障 害 給 付 (程度一新法)

平成18年(国)第139号	平成19年1月31日裁決 95
平成18年(国)第173号	平成19年1月31日裁決 97
平成18年(国)第187号	平成19年1月31日裁決 99
平成18年(国)第206号	平成19年1月31日裁決 100
平成18年(国)第230号	平成19年1月31日裁決 102
平成19年(国)第43号	平成19年7月31日裁決 104
平成19年(国)第111号	平成19年11月30日裁決 105
平成19年(国)第229号	平成19年12月25日裁決 108
平成19年(国)第278号	平成19年12月25日裁決 110
平成19年(国)第281号	平成19年12月25日裁決 112
平成18年(国)第63号	平成19年1月31日裁決 114
平成18年(国)第111号	平成19年2月28日裁決 116

平成18年(国)第115号	平成19年3月30日裁決	118
平成18年(国)第117号	平成19年2月28日裁決	120
平成18年(国)第123号	平成19年2月28日裁決	123
平成18年(国)第131号	平成19年1月31日裁決	125
平成18年(国)第133号	平成19年2月28日裁決	127
平成18年(国)第137号	平成19年3月30日裁決	129
平成18年(国)第145号	平成19年2月28日裁決	131
平成18年(国)第146号	平成19年2月28日裁決	133
平成18年(国)第147号	平成19年3月30日裁決	135
平成18年(国)第158号	平成19年2月28日裁決	137
平成18年(国)第163号	平成19年2月28日裁決	141
平成18年(国)第165号	平成19年2月28日裁決	143
平成18年(国)第166号	平成19年1月31日裁決	145
平成18年(国)第171号	平成19年2月28日裁決	147
平成18年(国)第172号	平成19年2月28日裁決	149
平成18年(国)第175号	平成19年2月28日裁決	151
平成18年(国)第176号	平成19年2月28日裁決	154
平成18年(国)第183号	平成19年2月28日裁決	156
平成18年(国)第188号	平成19年2月28日裁決	158
平成18年(国)第190号	平成19年2月28日裁決	160
平成18年(国)第196号	平成19年1月31日裁決	162
平成18年(国)第197号	平成19年3月30日裁決	164
平成18年(国)第199号	平成19年2月28日裁決	166
平成18年(国)第201号	平成19年3月30日裁決	168
平成18年(国)第203号	平成19年2月28日裁決	170
平成18年(国)第209号	平成19年2月28日裁決	172
平成18年(国)第210号	平成19年2月28日裁決	174
平成18年(国)第211号	平成19年3月30日裁決	176
平成18年(国)第214号	平成19年2月28日裁決	178
平成18年(国)第215号	平成19年2月28日裁決	180

平成18年（国）第218号	平成19年1月31日裁決	182
平成18年（国）第219号	平成19年2月28日裁決	183
平成18年（国）第221号	平成19年3月30日裁決	185
平成18年（国）第223号	平成19年2月28日裁決	187
平成18年（国）第224号	平成19年2月28日裁決	189
平成18年（国）第225号	平成19年2月28日裁決	191
平成18年（国）第226号	平成19年1月31日裁決	193
平成18年（国）第227号	平成19年3月30日裁決	195
平成18年（国）第228号	平成19年3月30日裁決	197
平成18年（国）第231号	平成19年2月28日裁決	198
平成18年（国）第232号	平成19年2月28日裁決	200
平成18年（国）第233号	平成19年2月28日裁決	202
平成18年（国）第237号	平成19年3月30日裁決	204
平成18年（国）第239号	平成19年4月27日裁決	206
平成18年（国）第240号	平成19年4月27日裁決	208
平成18年（国）第243号	平成19年3月30日裁決	210
平成18年（国）第245号	平成19年3月30日裁決	212
平成18年（国）第247号	平成19年3月30日裁決	214
平成18年（国）第248号	平成19年4月27日裁決	216
平成18年（国）第249号	平成19年3月30日裁決	218
平成18年（国）第250号	平成19年3月30日裁決	220
平成18年（国）第252号	平成19年3月30日裁決	222
平成18年（国）第253号	平成19年3月30日裁決	224
平成18年（国）第254号	平成19年4月27日裁決	226
平成18年（国）第255号	平成19年3月30日裁決	228
平成18年（国）第257号	平成19年4月27日裁決	230
平成18年（国）第259号	平成19年4月27日裁決	232
平成18年（国）第268号	平成19年3月30日裁決	234
平成18年（国）第271号	平成19年4月27日裁決	236
平成18年（国）第272号	平成19年4月27日裁決	238

平成18年(国)第274号	平成19年3月30日裁決	240
平成18年(国)第276号	平成19年4月27日裁決	242
平成18年(国)第278号	平成19年3月30日裁決	244
平成18年(国)第279号	平成19年4月27日裁決	247
平成18年(国)第281号	平成19年4月27日裁決	249
平成18年(国)第282号	平成19年4月27日裁決	251
平成18年(国)第285号	平成19年6月29日裁決	253
平成18年(国)第286号	平成19年5月31日裁決	255
平成18年(国)第288号	平成19年4月27日裁決	257
平成18年(国)第290号	平成19年4月27日裁決	259
平成18年(国)第291号	平成19年6月29日裁決	261
平成18年(国)第294号	平成19年3月30日裁決	263
平成18年(国)第296号	平成19年4月27日裁決	265
平成18年(国)第297号	平成19年6月29日裁決	267
平成18年(国)第298号	平成19年5月31日裁決	269
平成18年(国)第299号	平成19年5月31日裁決	271
平成18年(国)第300号	平成19年5月31日裁決	273
平成18年(国)第301号	平成19年6月29日裁決	276
平成18年(国)第304号	平成19年4月27日裁決	278
平成18年(国)第306号	平成19年5月31日裁決	280
平成18年(国)第308号	平成19年4月27日裁決	282
平成18年(国)第311号	平成19年5月31日裁決	284
平成18年(国)第312号	平成19年6月29日裁決	287
平成18年(国)第315号	平成19年5月31日裁決	290
平成18年(国)第318号	平成19年6月29日裁決	292
平成18年(国)第320号	平成19年4月27日裁決	294
平成18年(国)第322号	平成19年5月31日裁決	296
平成18年(国)第323号	平成19年5月31日裁決	298
平成18年(国)第324号	平成19年4月27日裁決	300
平成18年(国)第326号	平成19年4月27日裁決	302

平成18年(国)第328号	平成19年4月27日裁決	304
平成18年(国)第329号	平成19年4月27日裁決	306
平成18年(国)第330号	平成19年4月27日裁決	308
平成18年(国)第335号	平成19年5月31日裁決	310
平成18年(国)第337号	平成19年5月31日裁決	312
平成18年(国)第340号	平成19年5月31日裁決	314
平成18年(国)第341号	平成19年5月31日裁決	316
平成18年(国)第342号	平成19年6月29日裁決	318
平成18年(国)第344号	平成19年6月29日裁決	320
平成18年(国)第345号	平成19年6月29日裁決	322
平成18年(国)第349号	平成19年5月31日裁決	323
平成18年(国)第351号	平成19年6月29日裁決	325
平成18年(国)第353号	平成19年6月29日裁決	327
平成18年(国)第355号	平成19年6月29日裁決	329
平成18年(国)第356号	平成19年5月31日裁決	331
平成18年(国)第357号	平成19年5月31日裁決	333
平成18年(国)第358号	平成19年5月31日裁決	335
平成18年(国)第359号	平成19年5月31日裁決	337
平成18年(国)第360号	平成19年5月31日裁決	339
平成18年(国)第361号	平成19年6月29日裁決	341
平成18年(国)第366号	平成19年6月29日裁決	343
平成18年(国)第368号	平成19年5月31日裁決	345
平成18年(国)第369号	平成19年5月31日裁決	347
平成18年(国)第370号	平成19年7月31日裁決	349
平成18年(国)第371号	平成19年7月31日裁決	352
平成18年(国)第372号	平成19年5月31日裁決	354
平成18年(国)第374号	平成19年6月29日裁決	356
平成18年(国)第380号	平成19年7月31日裁決	358
平成18年(国)第381号	平成19年7月31日裁決	360
平成18年(国)第382号	平成19年6月29日裁決	362

平成18年(国)第383号	平成19年7月31日裁決	364
平成18年(国)第384号	平成19年6月29日裁決	366
平成18年(国)第385号	平成19年5月31日裁決	367
平成18年(国)第386号	平成19年5月31日裁決	369
平成18年(国)第387号	平成19年7月31日裁決	371
平成18年(国)第388号	平成19年7月31日裁決	374
平成18年(国)第389号	平成19年7月31日裁決	376
平成18年(国)第391号	平成19年6月29日裁決	378
平成18年(国)第393号	平成19年7月31日裁決	380
平成18年(国)第394号	平成19年6月29日裁決	382
平成18年(国)第398号	平成19年7月31日裁決	384
平成18年(国)第399号	平成19年6月29日裁決	386
平成18年(国)第400号	平成19年7月31日裁決	388
平成18年(国)第401号	平成19年7月31日裁決	390
平成18年(国)第403号	平成19年7月31日裁決	392
平成18年(国)第404号	平成19年7月31日裁決	394
平成18年(国)第405号	平成19年6月29日裁決	397
平成18年(国)第406号	平成19年7月31日裁決	399
平成18年(国)第409号	平成19年7月31日裁決	401
平成18年(国)第410号	平成19年7月31日裁決	403
平成18年(国)第412号	平成19年4月27日裁決	406
平成18年(国)第414号	平成19年7月31日裁決	407
平成18年(国)第416号	平成19年7月31日裁決	409
平成18年(国)第417号	平成19年6月29日裁決	411
平成19年(国)第1号	平成19年7月31日裁決	413
平成19年(国)第2号	平成19年6月29日裁決	415
平成19年(国)第3号	平成19年7月31日裁決	417
平成19年(国)第4号	平成19年7月31日裁決	419
平成19年(国)第5号	平成19年7月31日裁決	421
平成19年(国)第7号	平成19年6月29日裁決	424

平成19年(国)第9号	平成19年6月29日裁決	426
平成19年(国)第10号	平成19年6月29日裁決	428
平成19年(国)第14号	平成19年7月31日裁決	430
平成19年(国)第15号	平成19年6月29日裁決	432
平成19年(国)第16号	平成19年6月29日裁決	434
平成19年(国)第18号	平成19年7月31日裁決	436
平成19年(国)第19号	平成19年7月31日裁決	438
平成19年(国)第24号	平成19年7月31日裁決	441
平成19年(国)第28号	平成19年7月31日裁決	443
平成19年(国)第30号	平成19年7月31日裁決	445
平成19年(国)第31号	平成19年7月31日裁決	447
平成19年(国)第32号	平成19年7月31日裁決	449
平成19年(国)第33号	平成19年7月31日裁決	451
平成19年(国)第34号	平成19年7月31日裁決	453
平成19年(国)第35号	平成19年7月31日裁決	456
平成19年(国)第36号	平成19年7月31日裁決	458
平成19年(国)第38号	平成19年7月31日裁決	460
平成19年(国)第39号	平成19年7月31日裁決	462
平成19年(国)第42号	平成19年7月31日裁決	464
平成19年(国)第44号	平成19年7月31日裁決	466
平成19年(国)第45号	平成19年7月31日裁決	468
平成19年(国)第47号	平成19年7月31日裁決	470
平成19年(国)第48号	平成19年8月31日裁決	472
平成19年(国)第49号	平成19年8月31日裁決	474
平成19年(国)第50号	平成19年7月31日裁決	476
平成19年(国)第51号	平成19年7月31日裁決	478
平成19年(国)第53号	平成19年7月31日裁決	480
平成19年(国)第54号	平成19年7月31日裁決	482
平成19年(国)第57号	平成19年7月31日裁決	485
平成19年(国)第63号	平成19年7月31日裁決	487

平成19年(国)第67号	平成19年10月31日裁決	489
平成19年(国)第71号	平成19年7月31日裁決	491
平成19年(国)第72号	平成19年7月31日裁決	493
平成19年(国)第74号	平成19年9月28日裁決	495
平成19年(国)第75号	平成19年7月31日裁決	497
平成19年(国)第76号	平成19年7月31日裁決	499
平成19年(国)第77号	平成19年9月28日裁決	501
平成19年(国)第79号	平成19年7月31日裁決	503
平成19年(国)第81号	平成19年7月31日裁決	505
平成19年(国)第83号	平成19年7月31日裁決	507
平成19年(国)第84号	平成19年9月28日裁決	509
平成19年(国)第85号	平成19年10月31日裁決	511
平成19年(国)第86号	平成19年7月31日裁決	513
平成19年(国)第88号	平成19年9月28日裁決	516
平成19年(国)第91号	平成19年9月28日裁決	518
平成19年(国)第92号	平成19年10月31日裁決	520
平成19年(国)第93号	平成19年9月28日裁決	522
平成19年(国)第96号	平成19年9月28日裁決	524
平成19年(国)第97号	平成19年9月28日裁決	526
平成19年(国)第103号	平成19年9月28日裁決	528
平成19年(国)第105号	平成19年9月28日裁決	530
平成19年(国)第106号	平成19年9月28日裁決	532
平成19年(国)第107号	平成19年9月28日裁決	534
平成19年(国)第109号	平成19年9月28日裁決	536
平成19年(国)第110号	平成19年9月28日裁決	538
平成19年(国)第116号	平成19年9月28日裁決	540
平成19年(国)第123号	平成19年9月28日裁決	542
平成19年(国)第124号	平成19年9月28日裁決	544
平成19年(国)第128号	平成19年10月31日裁決	546
平成19年(国)第130号	平成19年9月28日裁決	548

平成19年(国)第132号	平成19年10月31日裁决	550
平成19年(国)第137号	平成19年9月28日裁决	552
平成19年(国)第138号	平成19年9月28日裁决	554
平成19年(国)第147号	平成19年10月31日裁决	557
平成19年(国)第148号	平成19年10月31日裁决	559
平成19年(国)第151号	平成19年10月31日裁决	561
平成19年(国)第153号	平成19年11月30日裁决	563
平成19年(国)第155号	平成19年10月31日裁决	566
平成19年(国)第159号	平成19年11月30日裁决	568
平成19年(国)第161号	平成19年10月31日裁决	571
平成19年(国)第164号	平成19年10月31日裁决	573
平成19年(国)第165号	平成19年10月31日裁决	575
平成19年(国)第166号	平成19年10月31日裁决	577
平成19年(国)第172号	平成19年10月31日裁决	579
平成19年(国)第177号	平成19年10月31日裁决	581
平成19年(国)第178号	平成19年10月31日裁决	583
平成19年(国)第179号	平成19年10月31日裁决	584
平成19年(国)第181号	平成19年10月31日裁决	586
平成19年(国)第182号	平成19年10月31日裁决	588
平成19年(国)第184号	平成19年10月31日裁决	590
平成19年(国)第185号	平成19年10月31日裁决	592
平成19年(国)第186号	平成19年10月31日裁决	594
平成19年(国)第189号	平成19年10月31日裁决	596
平成19年(国)第193号	平成19年10月31日裁决	599
平成19年(国)第195号	平成19年10月31日裁决	601
平成19年(国)第197号	平成19年10月31日裁决	603
平成19年(国)第198号	平成19年10月31日裁决	605
平成19年(国)第205号	平成19年11月30日裁决	607
平成19年(国)第206号	平成19年11月30日裁决	610
平成19年(国)第211号	平成19年12月25日裁决	612

平成19年(国)第212号	平成19年11月30日裁決	615
平成19年(国)第213号	平成19年12月25日裁決	617
平成19年(国)第217号	平成19年12月25日裁決	618
平成19年(国)第222号	平成19年11月30日裁決	620
平成19年(国)第228号	平成19年12月25日裁決	623
平成19年(国)第238号	平成19年11月30日裁決	625
平成19年(国)第243号	平成19年11月30日裁決	628
平成19年(国)第245号	平成19年11月30日裁決	630
平成19年(国)第247号	平成19年11月30日裁決	632
平成19年(国)第248号	平成19年11月30日裁決	634
平成19年(国)第251号	平成19年11月30日裁決	637
平成19年(国)第253号	平成19年12月25日裁決	639
平成19年(国)第256号	平成19年12月25日裁決	641
平成19年(国)第262号	平成19年11月30日裁決	643
平成19年(国)第264号	平成19年12月25日裁決	646
平成19年(国)第266号	平成19年12月25日裁決	648
平成19年(国)第273号	平成19年12月25日裁決	650
平成19年(国)第280号	平成19年12月25日裁決	652
平成19年(国)第288号	平成19年12月25日裁決	654
平成19年(国)第289号	平成19年12月25日裁決	656

障 害 給 付（程度一旧法）

平成18年(国)第200号	平成19年2月28日裁決	661
平成18年(国)第222号	平成19年3月30日裁決	663
平成18年(国)第346号	平成19年6月29日裁決	666
平成19年(国)第154号	平成19年9月28日裁決	668
平成19年(国)第246号	平成19年11月30日裁決	670

障 害 給 付（その他）

平成18年(国)第27号	平成19年1月31日裁決	675
--------------	--------------------	-----

平成18年(国)第142号	平成19年1月31日裁決	677
平成18年(国)第169号	平成19年1月31日裁決	678
平成18年(国)第283号	平成19年3月30日裁決	680
平成18年(国)第305号	平成19年4月27日裁決	681
平成18年(国)第310号	平成19年6月29日裁決	683
平成18年(国)第415号	平成19年7月31日裁決	687
平成19年(国)第40号	平成19年7月31日裁決	689
平成19年(国)第202号	平成19年11月30日裁決	691

保 険 料 免 除

平成18年(国)第238号	平成19年3月30日裁決	697
平成18年(国)第375号	平成19年8月31日裁決	699
平成18年(国)第407号	平成19年8月31日裁決	701
平成19年(国)第20号	平成19年7月31日裁決	703
平成19年(国)第174号	平成19年11月30日裁決	706
平成19年(国)第292号	平成19年12月25日裁決	708
平成18年(国)第113号	平成19年1月31日裁決	710
平成18年(国)第125号	平成19年1月31日裁決	712
平成18年(国)第136号	平成19年1月31日裁決	713
平成18年(国)第151号	平成19年1月31日裁決	715
平成18年(国)第217号	平成19年2月28日裁決	716
平成18年(国)第236号	平成19年3月30日裁決	717
平成18年(国)第260号	平成19年3月30日裁決	718
平成18年(国)第265号	平成19年4月27日裁決	720
平成18年(国)第269号	平成19年4月27日裁決	722
平成18年(国)第275号	平成19年4月27日裁決	724
平成18年(国)第280号	平成19年4月27日裁決	725
平成18年(国)第364号	平成19年7月31日裁決	726
平成18年(国)第367号	平成19年6月29日裁決	728
平成18年(国)第376号	平成19年7月31日裁決	729

平成19年(国)第13号	平成19年7月31日裁決	732
平成19年(国)第62号	平成19年7月31日裁決	733
平成19年(国)第113号	平成19年10月31日裁決	734
平成19年(国)第127号	平成19年10月31日裁決	735
平成19年(国)第237号	平成19年12月25日裁決	737
平成19年(国)第276号	平成19年12月25日裁決	739

そ の 他

平成17年(国)第249号	平成19年3月30日裁決	743
平成18年(国)第246号	平成19年3月30日裁決	747
平成18年(国)第256号	平成19年3月30日裁決	750
平成19年(国)第61号	平成19年8月31日裁決	753
平成19年(国)第120号	平成19年10月31日裁決	755
平成18年(国)第7号	平成19年1月31日裁決	760
平成18年(国)第93号	平成19年1月31日裁決	762
平成18年(国)第99号	平成19年1月31日裁決	763
平成18年(国)第109号	平成19年1月31日裁決	765
平成18年(国)第170号	平成19年1月31日裁決	767
平成18年(国)第192号	平成19年2月28日裁決	768
平成18年(国)第313号	平成19年5月31日裁決	769
平成18年(国)第321号	平成19年5月31日裁決	770
平成18年(国)第333号	平成19年7月31日裁決	772
平成19年(国)第27号	平成19年7月31日裁決	774
平成19年(国)第146号	平成19年10月31日裁決	776
平成19年(国)第156号	平成19年10月31日裁決	778
平成19年(国)第180号	平成19年11月30日裁決	779
平成19年(国)第187号	平成19年9月28日裁決	783
平成19年(国)第190号	平成19年11月30日裁決	785
平成19年(国)第204号	平成19年12月25日裁決	789
平成19年(国)第221号	平成19年12月25日裁決	790

平成19年（国）第302号

平成19年11月30日裁決 791

却 下（期限経過）

平成18年（国）第263号

平成19年1月31日裁決 795

平成18年（国）第295号

平成19年2月28日裁決 797

平成18年（国）第373号

平成19年4月27日裁決 799

平成19年（国）第11号

平成19年5月31日裁決 801

平成19年（国）第29号

平成19年5月31日裁決 803

平成19年（国）第68号

平成19年6月29日裁決 805

平成19年（国）第95号

平成19年6月29日裁決 806

平成19年（国）第104号

平成19年7月31日裁決 809

平成19年（国）第117号

平成19年7月31日裁決 810

平成19年（国）第163号

平成19年8月31日裁決 812

平成19年（国）第175号

平成19年10月31日裁決 814

平成19年（国）第191号

平成19年9月28日裁決 816

平成19年（国）第192号

平成19年9月28日裁決 818

平成19年（国）第249号

平成19年10月31日裁決 819

平成19年（国）第250号

平成19年10月31日裁決 820

平成19年（国）第260号

平成19年10月31日裁決 821

平成19年（国）第315号

平成19年11月30日裁決 822

平成19年（国）第322号

平成19年12月25日裁決 823

平成19年（国）第328号

平成19年12月25日裁決 824

平成19年（国）第340号

平成19年12月25日裁決 825

平成19年（国）第353号

平成19年12月25日裁決 826

却 下（権限外）

平成19年（国）第66号

平成19年6月29日裁決 829

平成19年（国）第176号

平成19年9月28日裁決 830

平成19年（国）第208号

平成19年9月28日裁決 831

却 下（訴える利益なし）

平成１７年（国）第３２６号	平成１９年３月３０日裁決	835
平成１８年（国）第４０号	平成１９年１月３１日裁決	836
平成１８年（国）第２３４号	平成１９年３月３０日裁決	837
平成１９年（国）第１０８号	平成１９年１２月２５日裁決	838
平成１９年（国）第１３５号	平成１９年１２月２５日裁決	839
平成１９年（国）第１４１号	平成１９年１２月２５日裁決	840
平成１９年（国）第１４３号	平成１９年１０月３１日裁決	841
平成１９年（国）第２６１号	平成１９年１０月３１日裁決	842
平成１９年（国）第２７０号	平成１９年１０月３１日裁決	844
平成１９年（国）第３１１号	平成１９年１２月２５日裁決	845
平成１９年（国）第３１９号	平成１９年１１月３０日裁決	846

却 下（原処分なし）

平成１８年（国）第２９３号	平成１９年２月２８日裁決	851
平成１８年（国）第３２７号	平成１９年３月３０日裁決	853
平成１９年（国）第２２号	平成１９年５月３１日裁決	855
平成１９年（国）第４１号	平成１９年５月３１日裁決	856
平成１９年（国）第１０２号	平成１９年６月２９日裁決	858
平成１９年（国）第１１８号	平成１９年７月３１日裁決	859
平成１９年（国）第１３９号	平成１９年１１月３０日裁決	860
平成１９年（国）第２４１号	平成１９年１０月３１日裁決	861
平成１９年（国）第２９１号	平成１９年１１月３０日裁決	863

却 下（その他）

平成１８年（国）第１３５号	平成１９年１月３１日裁決	867
平成１８年（国）第１６７号	平成１９年２月２８日裁決	868
平成１８年（国）第２２９号	平成１９年２月２８日裁決	871
平成１８年（国）第３２５号	平成１９年３月３０日裁決	872
平成１９年（国）第１２号	平成１９年８月３１日裁決	874

平成19年（国）第65号	平成19年6月29日裁決	875
平成19年（国）第89号	平成19年6月29日裁決	878
平成19年（国）第142号	平成19年8月31日裁決	881
平成19年（国）第160号	平成19年8月31日裁決	882
平成19年（国）第171号	平成19年8月31日裁決	884
平成19年（国）第188号	平成19年9月28日裁決	885
平成19年（国）第219号	平成19年9月28日裁決	886
平成19年（国）第234号	平成19年10月31日裁決	888
平成19年（国）第235号	平成19年10月31日裁決	889
平成19年（国）第336号	平成19年12月25日裁決	891

国 民 年 金 関 係

老 齡 給 付

平成18年（国）第15号

平成19年1月31日裁決

主文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、国民年金の保険料納付済期間を〇〇〇月として算出した老齢基礎年金を支給するとした処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日（受付）、社会保険庁長官に対し、国民年金法（以下「国年法」という。）附則第9条の2第1項の規定による老齢基礎年金の全部繰上げ支給の請求（以下「本件繰上げ請求」という。）をした。

2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、国民年金の保険料納付済期間を〇〇〇月として算出した、支給繰上げによる老齢基礎年金を支給する旨の裁定（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、要旨次のとおり申し立てて、当審査会に対し再審査請求をした。

保険者は、請求人を昭和〇年〇月〇日から国民年金の被保険者と認定し、昭和〇年〇月〇日に、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの過去〇年〇か月分の保険料を追納させた。保険者は、このうち、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで（以下「本請求期間」という。）の〇〇月につき、請求人が厚生年金保険の被保険者であったという理由で納付済期間であることを否定するが、何十年も放置しておいて、今になって重複しているとの一言では済まされず、この期間も保険料納付済期間として〇〇〇月を基礎として算出

した老齢基礎年金を支給すべきである。

第3 問題点

1 国年法附則第9条の2第1項は、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者であって、60歳以上65歳未満のものは、社会保険庁長官に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる旨規定している。

2 本件の問題点は、本請求期間を保険料納付済期間として、これを加算した〇〇〇月を基礎に老齢基礎年金を算出すべきであるという請求人の申立てに理由があると認められるかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 (略)

2 以上認定した本件の経過をみると、請求人は、昭和〇年〇月頃、昭和〇年〇月〇日に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、昭和〇年〇月〇日、遡って昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの保険料を追納したものである。

しかしながら、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までは請求人の厚生年金保険の被保険者期間であったので、保険者が、請求人について、昭和〇年〇月〇日から国民年金の被保険者資格の遡及取得を認めたことも、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの保険料の追納を認めたことも、誤りであったのであるが、このような誤った事務処理がなされた経緯について、現在ではその事情は判明しないとのことである（保険者代理人の陳述）。そして、保険者は、この過誤に気付くことなく、その後も請求人から数十年にわたって保険料の納付を受け、請求人が60歳に達した際にも、本請求期間が保険料納付済期間であることを前提に納付月数を算出して通知し、かつ、あと〇〇か月を納付することにより加入可能期間（〇〇〇月）を満たすことができるとの説明をし、請求人が〇〇か月分の保

保険料を納付した後に、加入可能期間すべての納付を終えたことを前提として受給し得る老齢基礎年金見込額を回答しているものである。請求人は、既に〇〇歳であり、本請求期間の保険料の納付を否定された場合、もはや加入可能期間すべての納付を満たすことはできない。これらのことからすると、保険者が原処分時点になって本請求期間に係る国民年金の保険料の納付を否定してこれを保険料納付済期間に算入しないとすることは、行政手続における信義則上許されないものといわなければならない。

そうすると、保険料納付済期間について本請求期間を除いた〇〇〇月を基礎として算出した老齢基礎年金を支給するとした原処分は妥当ではなく、これを取り消さなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

障 害 給 付 (支給要件)

平成18年（国）第37号

平成19年1月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、統合失調症（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、社会保険庁長官に対し、障害基礎年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、初診日が20歳前であることを確認することができないためとして、障害基礎年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、要旨次のとおり述べて、当審査会に対し、再審査請求をした。

〇〇地方裁判所A裁判長は、20歳前に発病したと認められれば障害基礎年金の支給対象と認められるとの判決をした。私の場合、20歳前に発病したという医師の診断書はとってある。

第3 問題点

- 1 障害基礎年金は、障害の原因となった傷病（その傷病が他の傷病に起因するときは、当該他の傷病）の初診日において、①国民年金の被保険者であり、かつ、保険料の納付に関する一定の要件（国民年金法第30条第1項ただし書、第30条の2第2項及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第20条第1項参照。以下「納付要件」という。）を満たしていること、又は、②20歳前であること、のいずれかに該当しない者には支給されないこととなっ

ている。

- 2 本件の問題点は、請求人の当該傷病の初診日はいつであるのか、請求人の主張するように20歳未満の時期に初診日があるかと認められるかどうか、20歳以後の時期に初診日がある場合に納付要件が満たされているかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 (略)

- 2 以上認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断すると、請求人について、当該傷病に罹患し、初診日はいつであるのかを認めるべき医証がなく、他にこれを認めるに足りる客観的な資料もない。請求人は、20歳前に発病していたと主張するが、この事実を認めるに足りる客観的な資料もない。

そうすると、請求人に対し、初診日が20歳前であることを確認することができないためとして、障害基礎年金を支給しないとした原処分は、結論において妥当であって、これを取り消すことができない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。

平成19年2月28日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号、以下「平成6年改正法」という。）附則第6条の規定による障害基礎年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、統合失調症（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、社会保険庁長官に対し、平成6年改正法附則第6条の規定による障害基礎年金（以下「特例障害基礎年金」という。）の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、当該傷病の初診日が共済組合の退職一時金支給期間中であるため、初診日において国民年金、厚生年金保険等の被保険者又は共済組合の組合員であった者に該当しないとして、特例障害基礎年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、要旨次のとおり述べて、再審査請求をした。

共済組合員としての期間は、退職一時金を受けたために無いとのことですが、入院費を支払うためには仕方ないことでした。発病の潜伏期間はないのでしょうか。退職一時金を受け取っても、その間加入していたことは間違いはないのだから。請求人は、今も寝たり起きたりの状態です。

第3 問題点

1 平成6年改正法は、特例障害基礎年金

の受給要件を以下のように定めている。すなわち、まず、対象となる障害の原因となった傷病（その傷病が他の傷病によって生じた場合は当該他の傷病）の初診日（傷病につき初めて医師の診療を受けた日。以下、単に「初診日」という。）が昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間にあることが必要であるとともに、当該初診日において、国民年金、厚生年金保険等の被保険者又は共済組合の組合員でなければならないことであり、次に、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であったとみなされた期間に係るものと及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）附則第8条第2項の規定により国民年金の被保険者期間とみなされた期間に係るものを含む。）があり、かつ、当該被保険者期間に係る昭和60年改正法附則第8条第1項に規定する旧保険料納付済期間（同条第2項の規定により保険料納付済期間とみなされた期間を含む。）と同条第1項の規定する旧保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上でなければならないことである。

また、特例障害基礎年金は、平成6年改正法附則第6条の施行日（平成6年11月9日）において国民年金法施行令別表に定める障害等級に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から65歳に達する日の前日までの間において障害等級に該当する程度の障害の状態に至ったときに支給されることとされている。

さらに、特例障害基礎年金は、救済のため特例的に支給されるものであるから、その傷病による障害について障害基礎年金又は国民年金法第5条第1項に規定する被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の政令で定める年金たる給付の受給権を有していた

ことがないことが必要であり、なお、受給権者に一定額以上の所得があるときは支給停止となることとされている。

- 2 本件の問題点は、前記1の法律の規定に照らして、原処分が適法かつ妥当と認められるかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

- 1 (略)

- 2 前記認定された事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

請求人の当該傷病の初診日は、請求人がa病院を受診した昭和○年○月○日と認められる。

そして、請求人は、同初診日を含む昭和○年○月○日から昭和○年○月○日まで、農林漁業団体職員共済組合の組合員であったが、この全期間について退職一時金の支給を受けているところ、同共済組合制度と厚生年金保険制度との統合に伴い、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第6条、上記法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令第1条により、農林漁業団体職員共済組合における組合員であった期間につき退職一時金の支給を受けた場合は、退職一時金の額の計算の基礎となった期間は、厚生年金保険の被保険者であった期間とはみなされないと規定されたことが認められる。そうすると、請求人は、前記初診日において、特例傷害基礎年金の規定する国民年金、厚生年金保険等の被保険者又は共済組合の組合員であった者に該当しない。

以上により、請求人に特例障害基礎年金を支給しないとした原処分は妥当であって、取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。